

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法について

過疎対策の経緯

○昭和45年以来、特別措置法として制定（全て議員立法として全会一致で成立）

- (1) S45～S54年度過疎地域対策緊急措置法 (2) S55～H1年度過疎地域振興特別措置法 (3) H2～H11年度過疎地域活性化特別措置法
(4) H12～R2年度過疎地域自立促進特別措置法

○令和3年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行（R3～R12）

過疎地域の指定要件

「人口要件」及び「財政力要件」により市町村単位で指定

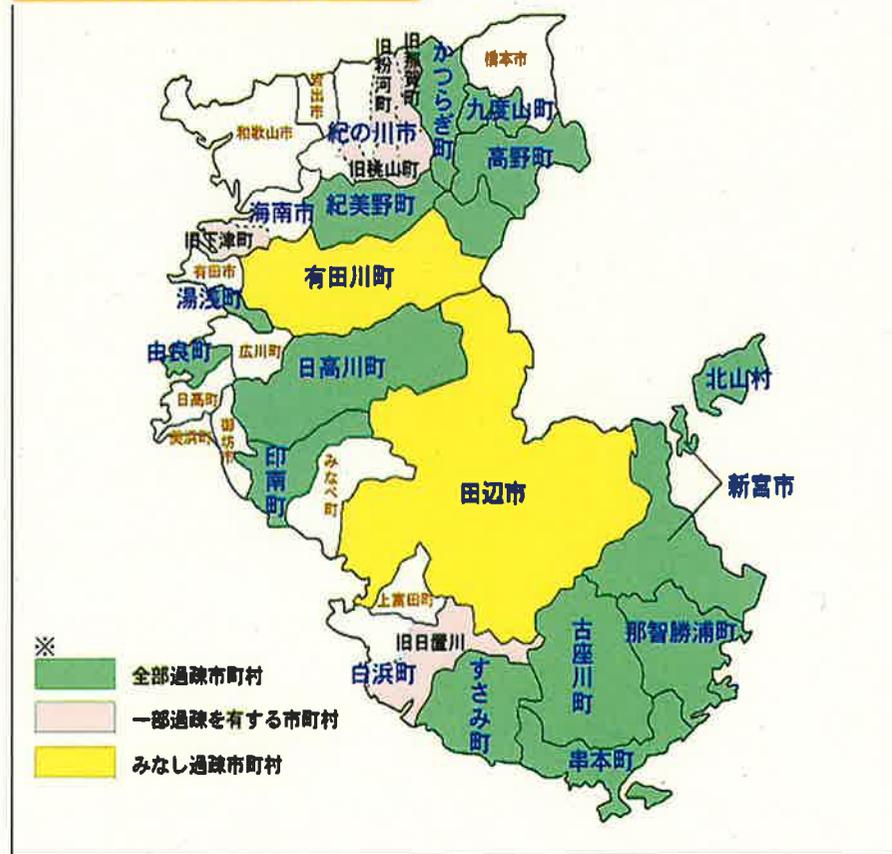
過疎地域の指定数

| | 旧過疎法 (H29.4) | 新過疎法 (R3.4) |
|------|-----------------|-----------------|
| 指定数 | 817 (うち県内18) | 820 (うち県内20) |
| 市町村数 | 1,718 | 1,718 |
| 指定割合 | 47.6% | 47.7% |

追加団体

- ①海南市
うち旧下津町
- ②紀の川市
うち旧粉河町
旧那賀町
旧桃山町

県内の過疎地域



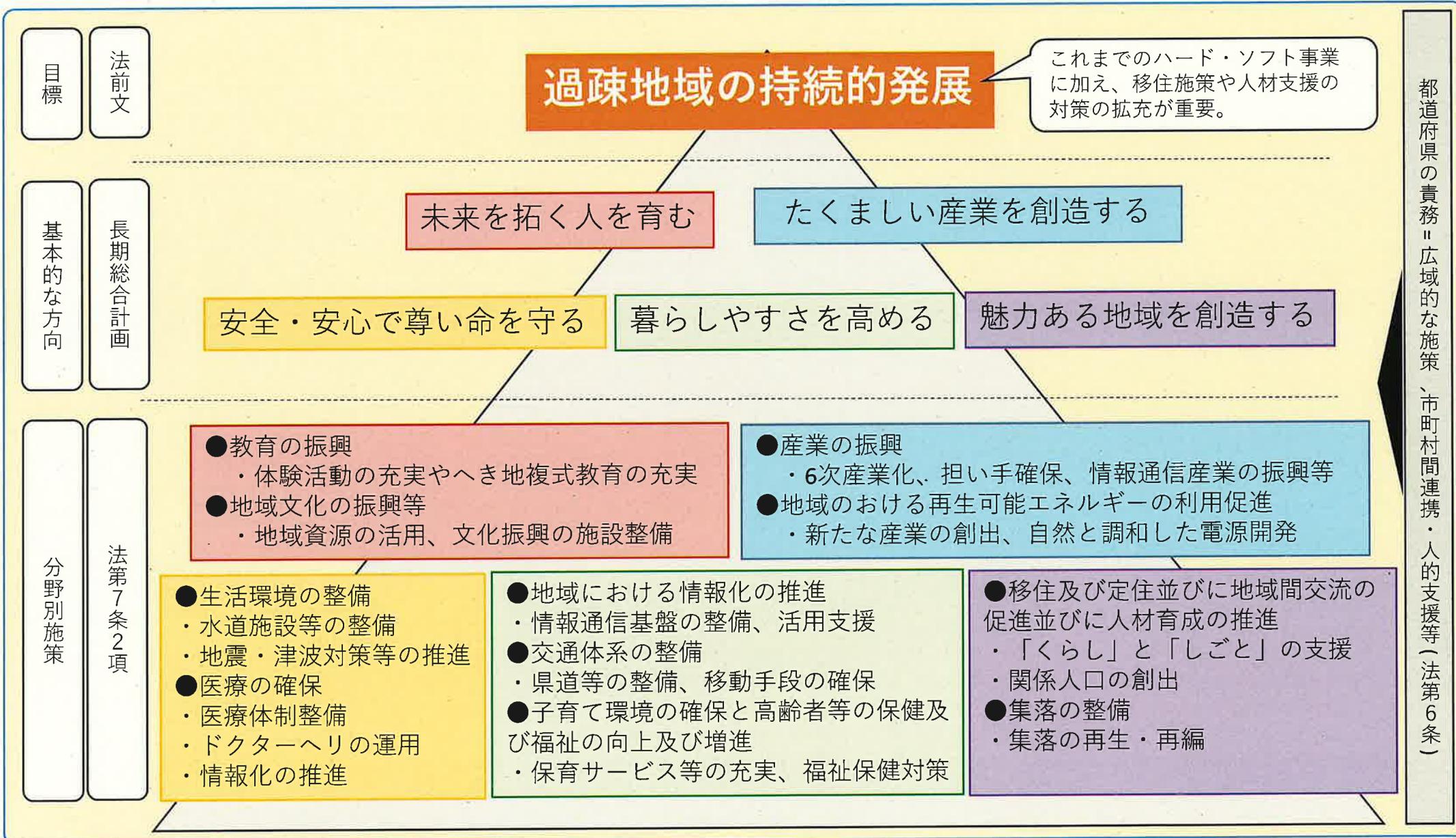
※過疎地域の指定範囲の種別

- 一部過疎地域・・・合併前の旧市町村単位において、過疎地域の指定要件を満たす。
みなし過疎地域・・・合併後の市町村において、過疎地域とみなす要件を満たす。

和歌山県過疎地域持続的発展方針（案）の概要

方針の期間：令和3年度～令和7年度（5年間）

過疎地域の課題：①人口減少・高齢化②労働力の減少③大規模自然災害の脅威④生活機能の確保⑤地域の活力低下



和歌山県過疎地域持続的発展計画（案）の概要

- 計画期間：令和3年度～令和7年度
- 目標：2026年時点で89.4万人
- 達成状況の評価：長期総合計画と整合性を図る
- 和歌山県過疎地域持続的発展方針に基づき、過疎地域の持続的発展を図る施策（11分野132事業）を記載

| | 各分野 | 施策例 | 事業内容 |
|------|-----------------------------|--|---|
| I | 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材育成の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・移住定住大作戦 ・移住推進空き家改修支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・若年・現役世代の移住促進に必要な「くらし」「しごと」「住まい」を総合的に支援 ・空き家の紹介、空き家の掘り起こし等により空き家活用を促進 |
| II | 産業の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・住みよい山村集落総合対策事業 ・わがまち元気プロジェクト支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共山村資源の活用等を総合的に支援し、安全・安心な活力ある山村集落づくりを推進 ・地域資源を核とした「1市町村1産業」の創出に取り組む市町村を支援 |
| III | 地域における情報化 | <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話等エリア整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・通話圏域拡大のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費用を補助 |
| IV | 交通体系の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路改良事業 ・地域交通確保維持改善事業（バス） | <ul style="list-style-type: none"> ・府県間道路の整備、緊急輸送道路の確保、基本的生活に不可欠な道路の整備を実施 ・運行欠損額相当額及び車両購入に係る減価償却費等について国と協調して補助 |
| V | 生活環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業 ・南海トラフ地震に備えた津波避難困難地域解消等の推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道等の設置又は改築を行う市町村に対し、費用の一部を国が補助 ・南海トラフ地震における津波避難困難地域解消のため、堤防の整備等の津波対策を実施する。 |
| VI | 子育て環境の確保と高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業 ・農業によるメンタルヘルスケア | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育ての支援のための市町村の取組等に対して補助 ・「蘇りの地、和歌山」で農業を通じて、メンタルヘル스에課題のある方の社会参加を支援 |
| VII | 医療の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・へき地医療対策事業 ・救急医療対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・無医地区等医療機関を利用することが困難な地域における医療の確保、充実を推進 ・救急医療体制の確保と充実を推進 |
| VIII | 教育の振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン授業での学びの深化事業 ・緑育推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・協働学習や探求活動などICTを活用した新たな学習指導を展開 ・小中学生等を対象とした森林体験学習の実施に対し助成 |
| IX | 集落の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと生活圏活性化支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと生活圏を対象に、医療や生活交通などの日常生活機能確保や地域資源を活用した活性化などの課題に総合的に取り組む緊要な事業を支援 |
| X | 地域文化の振興等 | <ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産管理事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の管理及び緊急保全対策を実施 |
| XI | 地域における再生可能エネルギーの利用推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・水力発電施設周辺地域交付金事業 ・木質バイオマス発電支援対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・水力発電施設の所在市町村が実施する公共用施設整備や地域活性化事業を支援 ・原木を供給する林業関係者及び発電事業者の双方に対して事業の立上げ時の支援 |